

## 携帯電話販売店への立入調査 個々の設問への回答状況

### 1 条例改正の認知について

- ・全 58 店で認知していた。

### 2 新規の携帯電話契約者への利用者確認について

- ・誰が使うか必ず聞く 54 店
- ・青少年が利用しそうな場合は必ず聞く 4 店

### 3 条例に基づく説明事項

※①有害情報の閲覧の機会が生じる、②犯罪に巻き込まれるおそれがある、③フィルタリング解除には正当な理由が必要であるという 3 項目の説明が必要。

- ・3 項目全てを説明 56 店
- ・説明はするものの不十分 1 店
- ・説明しない 1 店

### 4 条例に基づく説明書の常備

- ・常備している 54 店
- ・常備していない 4 店

### 5 条例に基づく説明書の交付

- ・必ず交付する 53 店
- ・交付しない 5 店（うち 4 店舗は説明書を常備しないため交付せず）

### 6 フィルタリング解除の手続き

- ・保護者からの書面の提出があった場合に解除 45 店
- ・店頭での解除不可 12 店
- ・新規の場合は書面の提出を求めず 1 店

### 7 申出書の保存（46 店中）

- ・店舗で保存（ただし、短期間のみ） 12 店
- ・店舗で保存していない 33 店
- ・保存することが条例で求められていることを理解していない 1 店

### 8 申出書の保存先（46 店中）

- ・事業者で保存 44 店
- ・店舗で短期間のみ保存 2 店

※\_\_\_\_\_は、条例の内容を十分に理解していない店舗。